

THE SHOGAKU RONSHU

THE BUSINESS REVIEW OF KANSAI UNIVERSITY

Volume LXIV Number4

March 2020

Articles :

- Special Provisions for the Large-Scale Depreciable Assets in the Fixed Asset Tax and the Efficient Use of Tax Resources Kazuyuki Ishida (1)
- Monetary Policy and Economic Inequality in Japan Kunihiro Hanabusa (19)
- Postponement and Speculation of Inventory Formation in the Supply Chain Management of Consumer Goods Industry Shinichi Miyashita (35)

Translation :

- The National Civic Federation and the Anti-Trust Law Kenichi Ito (51)

THE BUSINESS ADMINISTRATION SOCIETY
KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN

關西大學商學論集

第六十四卷

第四号

二〇二〇年三月

關西大學商學會

關西大學商學論集

第64卷 第4号

2020. 3

論文

- 固定資産税における大規模償却資産の特例と税源の効率的な利用 石田和之 (1)
- 金融政策と格差問題に関する一考察 英邦広 (19)
- 消費財産業のサプライチェーン・マネジメントにおける在庫形成の延期と投機 宮下真一 (35)

【翻訳】

- 全国市民連盟と反トラスト法 伊藤健市 (51)

關西大學商學會

正 会 員 (五十音順 ◎印は会長, ○印は常任委員)

飴野仁子	荒木孝治	石田和之	岩崎拓也
岩本明憲	宇恵勝也	小井川広志	太田浩司
○岡 照二	岡本真由美	奥 和義	乙政正太
片岡 進	岸谷和広	北山弘樹	木村麻子
Curtis H. Kelly	上妻京子	齊野純子	笹倉淳史
杉本貴志	陶山計介	高井啓二	高内一宏
高橋 望	高屋定美	田中孝憲	田村香月子
崔 相鐵	千葉貴宏	○辻 美枝	徳常泰之
徳永昌弘	◎中 寫道靖	中邑光男	西岡健一
西村成弘	朴 泰勲	長谷川 伸	英 邦広
馬場 一	馬場英朗	原田輝彦	廣瀬幹好
藤岡里圭	○水野一郎	○宮崎 慧	宮下真一
村上啓介	矢田勝俊	横山恵子	吉田友之

2020年3月5日印刷

2020年3月10日発行

關西大學 商學論集 第64卷第4号 (非売品)

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号
◎ 発 行 者 關 西 大 學 商 學 會

発 行 所 關 西 大 學 商 學 會
E-mail: shogakukai@cm.kansai-u.ac.jp

大阪市北区天満1丁目9番19号
印 刷 所 株式会社NPCコーポレーション

(不許複製, 禁転載)

附 記

本誌に関する通信, 照会および寄贈雑誌等はすべて本会宛にご送付下さい。

執筆者紹介

(論文掲載順)

石 田 和 之 関西大学商学部 教 授

英 邦 広 関西大学商学部 准 教 授

宮 下 真 一 関 西 大 学
政策創造学部 教 授

伊 藤 健 市 関 西 大 学 名 誉 教 授

「関西大学商学論集」投稿規程

[2003年5月14日制定]

(目的)

第1条 この規程は、関西大学商学会（以下「商学会」という）発行の機関誌『関西大学商学論集』（以下『商学論集』という）への投稿に関わる事項を定める。

(刊行および原稿締切)

第2条 『商学論集』は原則として年4回、6・9・12・3月に刊行する。原稿の締切は刊行月の2ヵ月前とする。

(投稿資格)

第3条 『商学論集』への投稿資格を有するのは、原則として「関西大学商学会規則」に定める商学会の次の会員とする。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 関西大学大学院商学研究科に在籍し、別に定める要件を満たす学生会員

(第3条に該当しない投稿者)

第4条 第3条に該当しない会員および非会員の投稿原稿は、商学部正会員の推薦があり、かつ商学会常任委員会で掲載を認められた場合に掲載する。

(投稿の要件)

第5条 執筆者は、研究遂行過程において、「関西大学研究倫理規準」を遵守する。
1. 『商学論集』に投稿できる原稿は、未投稿のものに限る。

(著作権)

第6条 『商学論集』に掲載された原稿の著作権は執筆者が有する。ただし、原稿の二次利用としての電子化利用の権利は、掲載時点で執筆者が商学会に許諾したものとする。

(原稿料)

第7条 執筆者には、次項に従い、別に定める所定の原稿料を支払う。
1. 原稿料は論文と論文以外(書評・資料・研究ノート・翻訳等)に分けて定める。
2. 名誉会員には、商学会からの依頼の場合を除き、原稿料を支払わない。

(抜き刷り)

第8条 執筆者には100部の抜き刷りを無料で進呈する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、投稿に関して必要な事項は別に定める。

附則1 この規程は、2003年5月14日から施行する。

附則2 この規程の施行に伴い、次を廃止する。

1. 商学会非会員投稿規程
2. 名誉会員の投稿規程

附則3 この規程は、2004年10月13日に改訂し、2005年4月1日から施行する。

附則4 この規程は、2007年5月9日に改訂し、2007年6月1日から施行する。

附則5 この規程は、2008年7月9日に改訂し、2008年8月1日から施行する。

附則6 この規程は、2011年5月11日に改訂し、2011年6月1日から施行する。

附則7 この規程は、2015年2月25日に改訂し、2015年4月1日から施行する。